

役員等報酬規程

社会福祉法人 よいち福社会

社会福祉法人よいち福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人よいち福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第11条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が理事会等の会議に出席した場合には、(1)の報酬の他に法人旅費規程第6条から第9条に規定する費用を支給する。
- (3) 非常勤役員等が理事会等の会議以外に職務のため出張をしたときは、法人旅費規程に基づき、旅費（交通費等）を支給し、役員報酬は支給しない。

(法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、職員給与規程第5条に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円

(役員慰労金)

- 第9条 役員が退任したときは、慰労金として在任期間1期につき、30,000円を贈る。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第11条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

- 第12条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 700,000 円
常務理事	月額 600,000 円
理事	月額 500,000 円

別表 2（常勤役員等の賞与）

役職名	夏季賞与	冬季賞与
常勤役員等	6 月の賞与報酬月額×1 か 月分	12 月の賞与報酬月額×1 か 月分

別表 3（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

役職名		日額
評議員	評議員会への出席	12,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（2）理事

役職名		日額
理事	理事会等会議への出席	12,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（3）監事

役職名		日額
監事	監事監査、理事会等会議への出席	12,000 円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

（4）評議員選任・解任委員

役職名		日額
評議員選任 ・解任委員	委員会への出席	12,000 円